○東北地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年東北地方整備局告示第五号県中都市計画道路事業三・四・百十一号東部幹線及び三・四・百五十四号荒井郡山線

三　事業施行期間　自平成十七年一月十四日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地　変更なし

○東北地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年東北地方整備局告示第十九号いわき都市計画道路事業三・三・百一号平磐城線

三　事業施行期間　自平成十七年二月十五日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　変更なし

○東北地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千百二十二号酒田都市計画道路事業三・二・二号豊里十里塚線及び三・六・一号鶴田橋実小路線

三　事業施行期間　自平成九年十二月十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成九年建設省告示第二千百二十二号、平成十五年東北地方整備局告示第二十六号及び平成十八年東北地方整備局告示第四十八号の事業地のうち、山形県酒田市上本町、千石一丁目及び山居一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　山形県酒田市上本町、千石一丁目及び山居一丁目地内並びに上本町地先を加える。

○東北地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年東北地方整備局告示第八十一号仙塩広域都市計画道路事業三・三・百八十五号大手町下増田線

三　事業施行期間　自平成十九年四月二十七日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年東北地方整備局告示第八十一号の事業地に小山二丁目を加える。

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　仙塩広域都市計画道路事業三・五・百九十号植松田高線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県名取市小山一丁目及び二丁目地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千七百二号亘理都市計画道路事業三・四・五号駅前大通線及び三・四・一号一国幹線

三　事業施行期間　自平成十一年九月十三日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　変更なし

○関東地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
厚木市船子字岡ノ根一二三四番三から同市船子字仲田八三番二まで	前	一六・八〇メートル～三五・六〇メートル	〇・〇二八キロメートル
	後	一六・八〇メートル～四〇・〇〇メートル	〇・〇二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
横浜市金沢区幸浦一丁目一八番一から同市金沢区幸浦一丁目一八番二まで	前	六一・五〇メートル～九一・〇〇メートル	〇・〇八五キロメートル
	後	六一・五〇メートル～八八・九〇メートル	〇・〇八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所